

平成二十四年五月十八日提出  
質問第二五五号

被災者生活再建支援制度における津波等による住宅流失被害に対する支援の充実に関する質問

主意書

提出者 秋葉 賢也

255

被災者生活再建支援制度における津波等による住宅流失被害に対する支援の充実に関する質問

主意書

東日本大震災では、未曾有の甚大な住宅被害が発生したが、その多くは、津波による住宅の流失とされている。こうした津波による住宅の流失は、地震による住宅の全壊、半壊等の場合と異なり、住宅だけではなく、住宅内にあった金銭、電気製品、家具等家財道具から、写真等の思い出に係る有形及び無形の全ての財産も失ってしまうものとなった。

我が国では毎年多くの自然災害が発生しているが、特に近年、集中豪雨やゲリラ豪雨等により、河川のはん濫や土砂災害が発生し、多くの住宅が流されたり、土砂に飲まれたりする被害が多発している。長期的に見ても、今後、このような被害が増加することも懸念されている。

被災者生活再建支援法は、このような被害が発生した場合、「自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者」に対し、被災者生活再建支援金を支給することとし、支給の対象となる被災世帯を、住宅の被害の程度により、「全壊」、「解体」、「長期避難」、及び「大規模半壊」の四つに分類し、全壊世帯には、更に住宅の再建方法に応じて、最大「三百万円」を上限とする支援金が支給されるものとする。

東日本大震災においては、津波により住宅が流失した場合についても、全壊と判定され、支援金が支給されているが、前述のとおり、住宅とともに、住宅内にあった全ての財産を失うことから、地震による住宅の倒壊や地盤の液状化による全壊判定世帯と比べても、受ける被害はより甚大なことは明白であると考ええる。

以上を踏まえ、次の質問をする。

一 津波、河川のはん濫及び土砂災害等により、流失及びこれに類する被害を受けた住宅については、現在のように、「全壊」の範疇に入るとするのではなく、例えば、「全流失等（仮称）」、全壊、解体、長期避難、大規模半壊」のように、住宅の被害程度に応じて、五区分とすべきではないかと考えるが、政府の見解を伺いたい。

二 一に関連して、「全流失等」（仮称）については、現在の上限である三百万円を上回る支援金を支給できるとする被災者生活再建支援法を改正すべきであると考えますが、政府の見解如何。加えて、見解の根拠もお示し頂きたい。

右質問する。